

○宮古市空家等の適正管理に関する条例

平成 29 年 3 月 29 日

条例第 10 号

改正 令和元年 12 月 27 日条例第 26 号

改正 令和 3 年 3 月 3 日条例第 2 号

改正 令和 5 年 12 月 26 日条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理及び活用の総合的な対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(立入調査等)

第 3 条 市長は、空家等の所在及び当該空家等の所有者を把握するための調査並びに第 9 条の規定による応急措置その他空家等に関し、特に必要と認める場合は、法第 9 条の規定に基づく立入調査等（以下「立入調査等」という。）を行うものとする。

(管理不全空家等の認定及び取消し)

第 4 条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められるときは、管理不全空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により管理不全空家等と認定したときは、遅滞なく、確知した当該管理不全空家等の所有者等に対し、法第 13 条第 1 項に規定する指導を付して通知するものとする。

3 市長は、管理不全空家等が管理又は除却により第 1 項の適切な管理が行われていない状態を解消したと認めるときは、当該管理不全空家等の認定を取り消すものとする。

(管理不全空家等に対する措置)

第 5 条 市長は、前条 2 項の指導をした管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、法第 13 条第 2 項の規定による勧告

その他必要な措置を行うものとする。

(特定空家等の認定及び取消し)

第6条 市長は、空家等が不適切な状態にあり、特定空家等に該当すると思料するときは、第11条の宮古市空家等対策推進協議会の意見を聴いた上で、特定空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により特定空家等と認定したときは、遅滞なく、確知した当該特定空家等の所有者等に対し、法第22条第1項に規定する助言又は指導を付して通知するものとする。

3 市長は、特定空家等が管理又は除却により第1項の不適切な状態を解消したと認めるときは、当該特定空家等の認定を取り消すものとする。

(特定空家等に対する措置)

第7条 市長は、立入調査等により、前条第2項の助言又は指導をした特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第22条第2項の規定による勧告、法第22条第3項の規定による命令又は法第22条第9項、第10項若しくは第11項の規定による代執行その他の必要な措置を行うものとする。

2 市長は、前項の勧告を受けた特定空家等の所有者等が管理又は除却により当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認められるときは、遅滞なく、当該勧告を取り消すものとする。

(公表)

第8条 市長は、前条第1項の命令を受けた特定空家等の所有者等が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 当該命令の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(応急措置)

第9条 市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に損害を与え、若しくは与えるおそ

れがあると認められる場合であって、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、若しくはその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知をするものとする。ただし、当該通知を受けるべき所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、その内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、当該告示の日から2週間を経過したときに当該通知の交付があったものとみなす。

3 市長は、第1項の措置を行ったときは、当該措置に係る空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(空家等対策計画)

第10条 市長は、空家等の適正な管理及び活用に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条の規定に基づき、空家等対策計画を策定するものとする。

(空家等対策推進協議会)

第11条 法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うため、宮古市空家等対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(組織)

第12条 推進協議会は、委員12人をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市長
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 前項第2号から第5号までの委員は、市長が任命する。

3 市長を除く委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令元条例 26・一部改正)

(令3条例 2・一部改正)

(会議)

第13条 推進協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第14条 推進協議会の庶務は、企画部において処理する。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に開催する会議は、この条例による改正後の宮古市空家等の適正管理に関する条例第11条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年12月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。